〔様式2記載要領〕

保有資産目録

1(1)ア 建物

名 称・・・・ 町内会集会所、 自治会公民館等の名称が付され ている場合は、これによること。

そうでない場合は、「集会所」「事務所」等の区分によること(参:不動産登記法施行令第6条)。

床 面 積・・・・不動産登記法施行令第8条に基づき各層毎に算出され た床面積を合計したものとすること。

不動産登記法施行令第8条「建物の床面積は、各階毎に壁その他の区画の中心線(一棟の建物を区分した建物については、壁その他の区画の内側線)で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てる。」

所 在 地・・・・市区町村内の地番(不動産登記法第91条、同法施行令第 1条・第2条)及び家屋番号(同法第91条、同法施行令 第5条)まで記載すること。

1(1)イ 土 地

地 目・・・・不動産登記法施行令第3条に定める区分により、定めるものとする。

不動産登記法施行令第3条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定める。」

面 積・・・・不動産登記法施行令第4条に定める「地積」と同一とすること。

不動産登記法施行令第4条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一(住宅及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルをこえるものについては、一平方メートル)未満の端数は、切り捨てる。」

所 在 地・・・・市区町村内の地番(不動産登記法第7条、同法施行令第 1条、第2条)まで記載すること。

(立木の所有権については、1(1)イ土地の「地目」を「樹種」(立木に関する法律第15条第2号)、「面積」を「数量」(同法第15条第2号、立木登記規則第8条)と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木法に関する法律」第15条第1号の事項に留意すること。)

立木に関する法律第15条第1号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に 於いては其の部分の位置及地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは 其の名称又は番号」

2(1) 権 限・・・・不動産登記法第1条各号に掲げる権限のうち「所有権」を除くものとすること。

(地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、 抵当権、借地権、採石権)

不動産の種類・・・・土地、建物及び立木の区分によること。 所 在 地・・・・原則として1に同じ。

2(2) 資産の種類 ・・・・国債、地方債、社債といった区分により、銘柄(社 及び数量 債の場合は「 会社社物上担保附社債」、国債及 び地方債の場合は「何分利付何債」)、券面金額及 び取得金額を記入すること。